

五日市あかり園入所申込をされる皆様へ

平成15年7月1日から広島市の通知のとおり特別養護老人ホーム入所決定方法が下記のとおり変わることになりました。

記

1 このように入所決定の方法が変わります

- (1) これまでの申込順から本人の身体状況や介護されている方の状況などを総合的に検討して、入所の必要性の高い方から入所する方法が変わります。

概要は次のとおりです

| 点数化する項目 | 配点 |
|----------------------------|-----|
| 介護保険の要介護度 1～5 | 25点 |
| 居宅サービスの利用状況 | 10点 |
| 介護者の有無や状況 | 30点 |
| その他 | 20点 |
| 入所待ちの年数(平成15年4月1日現在申込の方まで) | 15点 |

- (2) 入所優先順位は、施設に欠員が生じた場合、その時点でご本人や家族の状況により施設の入所検討委員会で決定します。

2 入所希望者についての意見書の提出が必要です。

- (1) 在宅の方は、居宅介護支援事業所のケアマネージャーの方に依頼し、記入していただきます。
- (2) 他の介護保険施設に入所されている方は、その施設のケアマネージャー等に相談してください。

3 提出していただく物は以下の通りです。

- ①入所申込書《ご家族記入》
- ②介護保険被保険者証(写)
- ③サービス利用票及びサービス利用票別表(写)《在宅生活者のみ》
* 居宅介護支援事業所にご相談下さい *
- ④入所希望者についての意見書《ケアマネージャー等記入》

提出後、②③に変更があった場合は、変更に関するものをご用意いただき、直接施設へ提出下さい。提出されない場合、変更がなかったものとして入所の選考を行いますので、ご注意下さい。その他、入所選考に影響を及ぼす個別の事情が変わった場合(死亡または他施設入所等申込を取り消す場合)も、直接、施設に連絡してください。

* 自立・要支援の方は特養に入所し施設サービスを受けることはできないので、原則として受理致しません。申し込み順ではありませんので、要介護認定を受けられてから、申し込み頂きますようお願いいたします。また、要介護認定を受けられていても、現在特養入所の必要性がない方は、申し込みをされても入所の可能性が低く、状態が変更する度に書類の提出をしていただかないとならないため、必要性があると思われる時点で提出して頂くことをお勧めします。要介護度の変更したり、入所申込を辞退する場合は必ずご連絡下さい。

問合せ先

(なお随時見学を受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。)

特別養護老人ホーム 五日市あかり園

電話 082-926-1101

担当 生活相談員 関本まで